契約書別紙兼重要事項説明書

1.　指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社Ｌｅａｄ　Ｕ
代表者氏名	代表取締役　伊藤　豊大
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	愛知県一宮市猿海道 2-9-19 TEL：0586-82-7322　FAX：0586-82-6685
法人設立年月日	2018 年 2 月 5 日

2.　利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	リードユー居宅介護支援センター
介護保険指定事業所番号	2372206892
事業所所在地	愛知県一宮市猿海道 2-9-19
連絡先 相談担当者名	TEL：0586-82-3138　FAX：0586-82-6685 リードユー居宅介護支援センター　管理者　中野　拓也
事業所の通常の事業の実施地域	一宮市、岩倉市、江南市、稲沢市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社 Lead　U が開設するリードユー居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び 管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対して、適正な 居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	（1）事業所の介護支援専門員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるように配慮して行う。 （2）事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な 保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮 して行い、利用者等に対して医療と介護の連携強化の為、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を 入院先医療機関に提供するよう依頼することを事業所の介護支援専門員に義務付ける。 （3）事業実施にあたっては、利用者の意向及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業 者に不当に偏る事の無いよう公正中立に行うとし、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス 事業者について、複数の事業者の紹介を求める事や当該事業者を計画に位置付けた理由を求める事 可能である旨、利用者やその家族に説明する事を事業所の介護支援専門員に義務付ける。 （4）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介 護保険施設との連携に努めると共に、感染症や災害が発生した場合であっても必要な居宅介護支援 サービスが継続的に提供できるよう計画し研修及び訓練を実施する。 （5）事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止又は再発を防止する為の対策を検討する委員会を定 期的に開催し、その結果について従業者に周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的 に実施しています。

	また、これらを適切に実施するための担当者を設置しています。

3.事業所窓口の営業日及び営業時間

営　　業　　日	月曜から金曜日まで。但し 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
営　業　時　間	午前 9 時から午後 5 時まで。

4.事業所の職員体制

管理者	中野　拓也

職	職　務　内　容	人 員 数
管理者	1　従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2　従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常　勤　　1 名 介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	2 名以上 内、1 名 管理者と兼務
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1 名以上

5.居宅介護支援の内容

居宅介護支援の内容
① 居宅サービス計画の作成
② 居宅サービス事業者との連絡調整
③ サービス実施状況把握、評価
④ 利用者状況の把握
⑤ 給付管理
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助
⑦ 相談業務

6.利用料及びその他の費用について

＊要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

＊利用者の保険料滞納のため、法定代理受給ができなくなった場合、要介護に応じて下記の金額（1ヵ月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、市町村の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

＊利用料金の額は、単位数×10.42 円です。

(1) 基本料金

	要介護 1、2	要介護 3、4、5
1 月当たりの単位数	1,086 単位	1,411 単位
1 月当たりの利用料金	11,316 円	14,702 円

(2) 加算料金

名称	単位数	加算料金	算定回数等
初回加算	300	3,126 円	1 月につき
特定事業所加算（Ⅰ）	519	5,408 円	1 月につき
特定事業所加算（Ⅱ）	421	4,387 円	
特定事業所加算（Ⅲ）	323	3,365 円	
特定事業所加算（A）	114	1,188 円	
特定事業所医療介護連携加算	125	1,302 円	1 月につき
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	2,605 円	利用者が病院又は診療所に入院日に、必要な情報提供を行った場合（1 月につき）※運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日は可
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	2,084 円	利用者が病院又は診療所に入院してから３日以内に、必要な情報提供を行った場合（1 月につき）※運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日は可
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	4,689 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合(入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	6,252 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	6,252 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受け場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	7,815 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた（内 1 回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
退院・退所加算（Ⅲ）	900	9,378 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた(内 1 回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
通院時情報連携加算	50	521 円	利用者 1 人につき 1 月に 1 回が限度
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,084 円	1 月につき（2 回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,168 円	1 月につき

※　初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、

要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。

※ 特定事業所加算は、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行っている事業所に認められる加算です。

※ 特定事業所医療介護連携加算は、前々年度の 3 月から前年度の２月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数が 35 回以上であり、同期間の間においてターミナルケアマネジメント加算を 5 回以上算定している場合で、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している場合に算定します。

※ 入院時情報提供連携加算は、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。

※ 退院・退所加算は、病院・介護保険施設等に入院、入所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合に、当事業所の介護支援専門員が当該病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成及びサービスの調整を行った場合に算定します。情報提供の回数･方法により算定区分が異なります。

※ 通院時情報連携加算は、利用者が病院又は診療所で医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に、算定します。

※ 緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に算定します。

※ ターミナルケアマネジメント加算は、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業者に情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。

※ 地域区分別の単価（6 級地 10.42 円）を含んでいます。

（3）その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 ＊実地地域を超えた地点から、1ｋｍあたり 20 円

7.利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも１月に１回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

7.居宅介護支援の提供にあたって

（1） 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

（2） 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行

われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

8.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	中野　拓也

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9.身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性‥‥‥直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性‥‥身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

(3) 一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 一宮市役所　高齢福祉課 介護保険グループ	所 在 地　一宮市本町２丁目 5-6 電話番号　0586-28-8100（代表） 受付時間　8：30～17：15(土日祝は休み)
【家族等緊急連絡先】	氏　　名　　続柄 住　　所 電 話 番 号 携 帯 電 話

	勤　務　先

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

12.身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13.記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

14.衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

② 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15.業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16.サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 株式会社Lead　U 伊藤　豊大	所 在 地　一宮市猿海道2-9-19 電話番号　0586-82-3138 受付時間　9：00～18：00

【市町村（保険者）の窓口】 一宮市役所　高齢福祉課 介護保険グループ	所 在 地　一宮市本町 2 丁目 5-6 電話番号　0586-28-8100 受付時間　8：30～17：15
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会	所 在 地　名古屋市名東区泉 1 丁目 6 番 5 号 電話番号　052-971-4165 受付時間　9:00～17:00

18.重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和　8 年 8 月 7 日

事業者は利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所　在　地	愛知県一宮市猿海道 2-9-19
	法　人　名	株式会社Ｌｅａｄ　Ｕ
	代 表 者 名	代表取締役　伊藤　豊大
	事 業 所 名	リードユー居宅介護支援センター
	説 明 者 氏 名	管理者　中野　拓也

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和　8年8月7日

利　用　者　　代筆の場合はチェック☐

〈住　所〉

〈氏　名〉

※代理人の方が署名する場合は、「代筆」に☑を記入ください。

代　理　人

〈住　所〉

〈氏　名〉

続柄　（　　）